



2024年5月14日

各位

会社名 横河電機株式会社
代表者名 代表取締役社長 奈良 寿
コード番号 6841 東証プライム
問い合わせ先 IR部長 中谷 博彦
Tel 0422-52-6845

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2024年6月18日開催予定の第148回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 定款変更の目的

経営における監督と業務執行の機能・役割を明確に分離し、監督機能の強化とともに業務執行のスピードアップを図ることを目的とし、指名委員会等設置会社へ移行することといたしたく存じます。これに伴い、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会並びに執行役に関する条項の新設、監査役及び監査役会に関する条項の削除等所要の変更を行うものです。なお、第27条（取締役の責任免除）第1項及び第32条（執行役の責任免除）の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

その他、上記各変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2024年6月18日（予定）

定款変更の効力発生日 2024年6月18日（予定）

以上

(別紙)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (省略)</p> <p>第 4 条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p> <p>第 5 条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条～第 10 条 (省略)</p> <p>第 11 条 (株主名簿管理人) (省略) 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議により選定しこれを公告する。</u></p> <p>3 (省略)</p> <p>第 12 条～第 13 条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 14 条 (省略)</p> <p>第 15 条 (招集権者及び議長) 株主総会は、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会の決定に基づき他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>第 16 条～第 19 条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 20 条～第 22 条 (省略)</p> <p>第 23 条 <u>(代表取締役及び役付取締役)</u> 取締役会は、その決議によって<u>代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 <u>代表取締役は、各自当社を代表する。</u> 3 <u>取締役会は、その決議によって取締役社長を定め、その他の役付取締役を定めることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>第 4 条 (機関) 当社は、<u>指名委員会等設置会社として</u>、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>指名委員会、監査委員会及び報酬委員会</u> (3) 執行役 (4) 会計監査人</p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条～第 10 条 (現行どおり)</p> <p>第 11 条 (株主名簿管理人) (現行どおり) 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた執行役が定め、これを公告する。</u></p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>第 12 条～第 13 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 14 条 (現行どおり)</p> <p>第 15 条 (招集権者及び議長) 株主総会は、<u>予め取締役会の決議により定めた取締役がこれを招集する。当該取締役に事故があるときは、取締役会の決定に基づき他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>2 <u>株主総会の議長は、予め取締役会の決議により定めた取締役又は執行役がこれにあたる。当該取締役又は執行役に事故があるときは、予め取締役会の定めた順序に従い、他の取締役又は執行役がこれにあたる。</u></p> <p>第 16 条～第 19 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 20 条～第 22 条 (現行どおり)</p> <p>第 23 条 <u>(取締役会長)</u> 取締役会は、その決議によって<u>取締役会長を定めることができる。</u></p> <p>(2 項削除) (3 項削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
第 24 条 (省略)	第 24 条 (現行どおり)
<p>第 25 条 (取締役会の招集通知) <u>取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>	<p>第 25 条 (取締役会の招集通知) <u>取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
第 26 条 (省略)	第 26 条 (現行どおり)
<p>第 27 条 (取締役との責任限定契約) (1 項新設)</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、業務執行取締役等以外の取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく責任の限度額は、1,000 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>第 27 条 (取締役の責任免除) <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役(取締役であったものを含む)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u> 2 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、業務執行取締役等以外の取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく責任の限度額は、1,000 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>
<p>第 5 章 監査役及び監査役会</p>	<p>(削除)</p>
<p>第 28 条 (員数) <u>当社の監査役は、5 名以内とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 29 条 (選任方法) <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> 2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 30 条 (任期) <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 31 条 (常勤の監査役) <u>監査役会は、その決議によって 1 名以上の常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 32 条 (監査役会の招集通知) <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第 33 条 (監査役との責任限定契約)</u> 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく責任の限度額は、1,000 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 5 章 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 28 条 (委員の選定)</u> 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の委員は、取締役の中から取締役会の決議により選定する。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 6 章 執行役</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 29 条 (執行役の選任)</u> 当社の執行役は、取締役会の決議により選任する。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 30 条 (任期)</u> 執行役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度の末日までとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 31 条 (代表執行役及び役付執行役)</u> 取締役会の決議によって、執行役の中から代表執行役を選定する。 2 前項に定めるほか、取締役会の決議によって、執行役の中から役付執行役を定めることができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 32 条 (執行役の責任免除)</u> 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の執行役 (執行役であったものを含む) の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p>
<p>第 6 章 計算</p>	<p>第 7 章 計算</p>
<p>第 34 条～第 36 条 (省略)</p>	<p>第 33 条～第 35 条 (現行どおり)</p>